

デジタルアーカイブにおける二次利用条件表示の在り方について(検討用メモ)

1. 目的

「第一次中間とりまとめ」(平成 30 年 4 月 実務者検討委員会)において、今後の主要検討課題として、「メタデータ等のオープン化の実施、コンテンツの二次利用条件の促進策の検討(望ましい権利表記の共有等)」を挙げている。「第一次中間とりまとめ」では、メタデータについて、「原則は、CC0(著作物性のあるもののみ CC BY でも可)」とした。本年度は、デジタルアーカイブの活用を推進するため、デジタルコンテンツの二次利用条件表示に取り組むこととしたい。

世界的には、デジタルコンテンツの二次利用条件表示方法としては「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC ライセンス)」「パブリック・ドメイン・ツール」「Rights Statements」等が普及しているが(「4. 既存の二次利用条件表示」参照)、我が国においては、ジャパンサーチも含め、デジタルアーカイブにおける表示方法として、どのようなものが望ましいかを検討する必要がある。

2. 検討の進め方

実務者検討委員会(第 5、6 回)で検討を行い、平成 30 年度の成果物として「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示」を取りまとめる。

今回の検討に先立ち、事務局において、有識者にヒアリングを行った(別添「二次利用条件表示の検討に関する有識者ヒアリング概要」参照)。

3. 論点

(1) デジタルコンテンツの二次利用条件表示の方法について

①国際的に最も普及が進んでいる CC ライセンス、パブリック・ドメイン・ツールを採用することによいか。

(主な有識者の意見。以下同)

- 権利表示は、シンプルで一般ユーザでも取っ付きやすいものがよいので、CC ライセンス、パブリック・ドメイン・ツールを採用することによい。
- ジャパンサーチ上で商用コンテンツも扱う場合は、CC ライセンスよりも細かい表示が必要。

②①に加えて、Europeana と DPLA が共同で作成した Rights Statements の表示のうち、採用すべき表示はあるか。

- データ提供機関自身が著作権者でなく、パブリック・ドメインでもない場合は、ライセンスを付与できないため、「IN COPYRIGHT」は必須と思われる。
- 著作権法 35 条の対象外の教育機関(音楽教室等)の場合は、「IN COPYRIGHT-EDUCATIONAL USE PERMITTED」が利用される可能性があるかもしれない。
- 種類が多くなるので、シンプルに CC ライセンス、パブリック・ドメイン・ツールだけでよい。
- 将来的に海外ポータルと接続するときに対応できるよう、裏では用意しておき、時期が来たら出すのはどうか。

- ライセンスの種類を増やすと、提供者は希望するライセンスを選べるが、ユーザにとっては煩雑なものになる。逆に種類を絞ると、ユーザにとっては理解しやすくなるが、提供者がデータを提供しづらくなる。

③日本独自の表示は必要か。

- 文化庁長官による裁定制度は、日本独自のものであるため、それを利用したことを示す表示があるとよい。
- 日本の著作権保護期間である 50 年を過ぎた著作物について、独自の表示を用意することは合理的。
- パブリック・ドメイン・ツール、CC ライセンス 8 種類のほか、日本独自の表示として「No-Copyright-Japan(Public Domain 50)」、「裁定制度」の 2 種類で、計 10 種類とする程度がよい。
- アーカイブ機関側が設定する二次利用条件やライセンスは著作権法上の権利制限に基づく利用を制限するものではなく、ライセンスに関わらず著作権法に則った利用が可能であるということを説明することが必要。「パブリック・ドメイン・マーク」は、世界中でパブリック・ドメインであることを保証するマークではなく、日本の基準で使ってよいので、日本の著作権保護期間である 50 年を過ぎた著作物について、独自の表示を用意する必要はない。
- 日本独自の表示は不要。国際的に受け入れられる日本独自のマークをゼロから作るのは、専門家の確認も必要であり、容易ではない。
- 権利制限に基づく利用でアーカイブへの掲載が可能になっている場合は、それを明記する必要がある。
- 著作権法第 31 条、47 条の権利制限に基づく利用であることをマークとして表示することは不要。利用者には関係ない。「IN COPYRIGHT」で十分。
- 二次利用条件表示はあくまでもライセンスなので、法律の規定と混同させるのはよくない。

④推奨すべき表示はどれか。

- 利活用促進の観点から、「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」(デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会、平成 29 年 4 月)に則り、オープンな利用条件の表示(下表参照)を推奨するのがよい。

表 公的機関のもの又は公的助成により生成されたデータの利用条件

データ種別	自らが著作権を保有するものの二次利用条件
メタデータ	CC0
サムネイル/プレビュー	CC0、CC BY、(PDM)
デジタルコンテンツ	CC0、CC BY、(PDM)

(出典)「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン-概要-」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/guideline_gaiyou.pdf

- オープンな利用条件表示として推奨するのは、PDM、CC0、CC BY とし、CC BY-SA は含めない方がよい。
- Rights Statements は、利用規約の要約に過ぎない。ライセンスのように表示するべきではなく、推奨とはしないほうがよい。

(2) ジャパンサーチにおける表示について

① デジタルコンテンツの利用条件区分(選択式、検索絞込み利用)はどういったものがよいのか。

- 「自由な二次利用可」「制限付き二次利用可」「二次利用不可」など、シンプルなものが多い。
- 検索の最初は 3 区分程度で、検索結果で更に詳細なライセンスで絞り込めるとよい。
- 絞込み区分は、CC ライセンスそのままとした方がよい。「自由な二次利用可・制限付き二次利用可・二次利用不可」という区分は、それぞれの示す範囲が明確でなく分かりにくい。

② その他、ジャパンサーチ画面上での二次利用条件の表示にあたって留意すべきことはあるか。

- 元のアナログのコンテンツの表示なのか、それをデジタル化したコンテンツの表示なのか明確にすることが必要。
- ジャパンサーチ画面上に、コンテンツごとにライセンスマークが表示されていることが望ましい。
- Rights Statements は、利用規約の要約に過ぎず、ライセンスのように表示するべきではない。
- 二次利用条件は必然的に不完全であり、それに基づく利用は自己責任であるべき。利用規約には、必ず「権利表示は目安であり、紛争は当事者間で解決すること」等の免責条項を示し、同意してもらうことが必要。
- 法令についてわかりやすく解説すること、問い合わせ窓口を設けて回答できるものは回答、その回答を公開できる場合は公開する(Q & A ページの作成)、といった取組も重要。
- 理想は、権利者情報が提供されることが望ましい。権利者情報を集めるタイミングは、コンテンツ自体の登録時がベストで、ジャパンサーチとの連携においても、権利者を記入してもらう工夫をしてはどうか。
- 権利者情報があればトレーサビリティが高まるのでよいが、お願いベースになり、難しいだろう。

(3) その他

① 著作権以外の権利(肖像権・パブリシティ権・プライバシー権等)をどのように扱うか。

- 肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、商標権等への配慮も必要。
- 利用に当たっては、実演家やレコード製作者等の著作隣接権への対応も必要。
- これらの権利については、ジャパンサーチで全てを保証することはできないので、その旨、サイトポリシーで示すのがよい。利用する人が気をつけるよう促している。

(別添)

二次利用条件表示の検討に関する有識者ヒアリング(概要)

1. 概要

事務局で検討した以下の2つの案について、平成30年7月下旬～8月下旬にかけて、ヒアリングを行った。

- (1)「二次利用条件表示候補一覧」(別紙1)
- (2)「ジャパンサーチにおけるコンテンツの利用条件区分(案)」(別紙2)

2. ヒアリング対象者(実施日)

骨董通り法律事務所 福井健策弁護士(7月27日)
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 渡辺智暁特任准教授(8月8日)
シティライツ法律事務所 水野祐弁護士(8月21日)
早稲田大学法学学術院教授 上野達弘教授(8月27日)
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(8月31日)

3. ヒアリングの内容

(1)「二次利用条件表示候補一覧」(別紙1)について

- ① 参考になる資料や特に盛り込むべき要素はあるか。
 - 特に意見なし。(福井)
 - 特に思い当たらない。(水野)
 - 二次利用条件に関しては以前から様々な議論があった(北川善太郎教授のコピーマート、文化庁の自由利用マーク等)。現在はCCライセンスが普及しているようだ。(上野)
 - 政府標準利用規約(第2.0版)は、国際的に普及しているCCライセンス(CC-BY4.0)と互換性を持たせつつ、一般の利用者にも分かりやすい表現としている。国内向けに、政府標準利用規約についての説明は必要だが、マークとして使用するのにはCCライセンスとしている。(IT室)

② 表示の種類に過不足はないか

- 権利表示は、シンプルで一般ユーザでも取っ付きやすいものがよい。最初は、CCライセンス(8種類)、日本独自の表示として「No-Copyright-Japan(Public Domain 50)」、「裁定制度」の2種類で、計10種類とする程度でよいのでは。(福井)
- Rights Statementsを採用しているEuropeanaやDPLAとの互換性を確保したいということであれば、最初はジャパンサーチでの付与候補とはしないが、将来的に海外ポータルと接続するときに対応できるよう、裏では用意しておき、時期が来たら出すなど濃淡をつけてはどうか。あえてRights Statementsの要素を残すとすれば、「In Copyright」「In Copyright - Educational Use Only」「Copyright Not Evaluated」の3種はニーズがあるだろう。(福井)
- ライセンスの種類を増やすと、提供者は希望するライセンスを選べるが、ユーザにとっては煩雑なものになる。逆に種類を絞ると、ユーザにとっては理解しやすくなるが、提供者がデータを提供しづらく

なる。すなわち、利活用促進のためには簡単なライセンスにすることが望ましいが、アーカイブ機関がデータを出すことに懸念を持っている状態では何も進まなくなる。一方、提供者側に寄せすぎると利活用事例が出てきにくくなるという懸念がある。(渡辺)

○種類が多すぎる。シンプルに CC ライセンスだけでもよいのでは。Rights Statements もあってもよいが、取捨選択が必要。非営利(CC BY-NC)と教育利用限定(educational use permitted)は日本法の下では別々に読めるので注意が必要。(水野)

○ジャパンサーチは一部のページ(キュレーションページ/電子展示会)でコンテンツを扱うので、二次利用条件表示の一覧とは別に、利用規約・サイトポリシーを作成する必要がある。サイト上での見せ方には工夫が必要。(水野)

○ジャパンサーチ上で商用コンテンツも扱う場合は、CC ライセンスよりも細かい表示が必要。例えば有料画像サービス「Shutterstock」では細かい利用条件が設定されている。以前、統一的な利用条件フォーマットの整備について検討されたことがあるが、実現しなかったと承知している。(上野)

○CC ライセンスだけではデータ提供機関が登録に困る場合がないだろうか。データ提供機関自身が著作権者でなく、パブリックドメインでもない場合は、ライセンスを付与できないため、「IN COPYRIGHT」は必須と思われる。(上野)

○学校その他の教育機関の場合は、権利制限規定(著作権法第 35 条)が適用されるため「IN COPYRIGHT-EDUCATIONAL USE PERMITTED」は不要と思われるが、著作権法 35 条の対象外の教育機関(音楽教室等)の場合は、このマークが利用される可能性がある。(上野)

③ 日本独自の表示としてはどういったものがよいか。CC ライセンスや Rights Statements と互換性を持たせるためには、どのように表現すればよいか。

○No-Copyright-Japan(Public Domain 50)と、裁定制度の 2 つは合理性があり、必要性を理解できる。図書館送信(著作権法第 31 条第 3 項関係)、美術・写真の著作物のサムネイル発信(著作権法第 47 条関係)等は権利制限規定に関することであり、他にもたくさんあり、きりが無い。他に日本独自の事情を反映したものとしては、「同人マーク(複製不可、二次創作(による同人誌の作成と同人誌即売会での無断配布)可)」(No Dead Copy, Fan Fiction Only)がある。要望が多いなら取り入れてもよいかもしれない。(福井)

○著作権法上の権利制限をオーバーライドする意図のないことを(条文番号と一緒に)明記することは有益。つまり、アーカイブ機関側が設定する二次利用条件やライセンスは著作権法上の権利制限に基づく利用を制限するものではなく、ライセンスに関わらず著作権法に則った利用が可能であるということを説明することが必要。(渡辺)

○権利制限に基づく利用でアーカイブへの掲載が可能になっている場合は、それを明記する必要がある。(実態としては、オープンデータのように、ボリュームが多すぎて実現できていない領域もあるが。)(渡辺)

○日本独自の表示は不要ではないか。二次利用条件表示はあくまでもライセンスなので、法律の規定と混同させるのはよくない。このような表示を作成する目的は、論理的には理解できるが、実務者として見たことはない。政府標準利用規約にもそのような規定はない。どうしても作るなら PD50 のみか、それに加えてもう一つ、日本独自の規定を包含するもの、「他の国と違う規定(=日本のレギュ

レーション)で運用されており、利用許諾はライセンスされている。日本以外の国で利用する際は注意が必要。」といったものを一つ作成してはどうか。法律の細かい規定についての記載は、利用を委縮させるし、誰が書くのかという問題も生じるので不要。

(水野)

○「PDM」は、世界中でパブリックドメインであることを保証するマークではなく、日本の基準で使ってよいと考える。「PD50」は不要。著作権の保護期間は国によって異なり、90 年の国もある。そもそも、日本で 50 年でパブリックドメインになった著作物は、相互主義が採用されている欧州では 50 年でパブリックドメインになるし(米国は相互主義を採用してないため、70 年続くが)、TPP 発効後は、日本も 70 年になる(※なお、2018 年 12 月 30 日の TPP 発効により改正法が施行され死後 70 年に延長される)。(上野)

○裁定制度は、日本独自のものであるため、「COPYRIGHT UNDETERMINED - JP ORPHAN WORK」はあってもよい。(上野)

○著作権法第 31 条、47 条の権利制限に基づく利用であることをマークとして表示することは不要ではないか。利用者には関係ない。「IN COPYRIGHT」で十分。(上野)

○国際的に受け入れられる日本独自のマークをゼロから作るのは、専門家の確認も必要であり容易ではない。(IT 室)

(2)「ジャパンサーチにおけるコンテンツの利用条件区分(案)」(別紙 2)について

① ジャパンサーチ試験公開版では、コンテンツの利用条件区分(自由な二次利用可・制限付き二次利用可・二次利用不可の 3 種類)による検索結果の絞り込みを可能にする想定だが、区分はこの 3 種類でよい。

○検索の手がかり・取っかかり、検索の誘導として 3 種類ということであれば、これでよい。理想を言えば CC ライセンス付のコンテンツだけを検索できるとよい。検索の最初は 3 区分で、検索結果で更に詳細なライセンスで絞り込めるとよい。(福井)

○現在の想定(3 種類で絞り込み可能、検索結果画面でさらにライセンスによる絞り込み可能)で Europeana と同等であり、特に問題ないだろう。(渡辺)

○現在の案で違和感はない。シンプルでよい。「自由な二次利用可」の範囲については、CC の公式見解では「CC-BY-SA」まで(NC、ND は制限付という認識)。(水野)

○絞り込み区分は、Europeana に倣うことでよい。(上野)

○「二次利用不可」は、全く利用できないイメージを受ける。連絡して許諾を得れば利用可能であることがわかるよう、言い回しを変更したほうがよい。CC ライセンスも展開してあって最初から個別に検索できてもよい。(上野)

○絞り込み区分は、CC ライセンスそのままとした方がよい。「自由な二次利用可・制限付き二次利用可・二次利用不可」という区分は、それぞれの示す範囲が明確でなく分かりにくい。(IT 室)

(3)ジャパンサーチ画面上での二次利用条件表示の仕組みについて

① ジャパンサーチ画面上での二次利用条件の表示にあたって留意すべきことはあるか。

○権利表示で検索結果の絞り込みができること、各権利表示からその説明ページにリンクをはること

(CC ライセンスのようにリンクを活用し、一般ユーザ向けの客観的かつ簡易な説明ページ、詳細なライセンス条件説明ページを分けて、クリックすると見られるようにしておくといふ)。(福井)

- 二次利用条件は必然的に不完全であり、それに基づく利用は自己責任であるべき。利用規約には、必ず「権利表示は目安であり、紛争は当事者間で解決すること」等の免責条項を示し、同意してもらうことが必要。例えば、日本でパブリックドメインの著作物に PDM マークを付した場合でも、海外ではパブリックドメインにならない場合等に備えて、免責条項での対応が必要。PDM を 70 年を超えたものに限り使用した場合でも、戦時加算で保護期間が 70 年以上になるものもある。(福井)
- バージョン番号による指定までも検索で可能にするべきかどうかは迷うところだが、CC3.0 と CC4.0 のように、バージョンが違えば従うべき制約条件なども異なることがままある。ただし、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンでの経験から言えば、バージョンを気にするのは企業の法務部レベルで、データ提供機関や活用者はそこまで厳密にこだわらないかも知れないと思う。(渡辺)
- ジャパンサーチ画面上に、コンテンツごとにライセンスマークが表示されていることが望ましいが、CC ライセンスは契約ではなく単独行為で、付与した時点で許諾として有効と考えられるため、必ずしも毎回コンテンツとセットで表示する必要はない。(上野)
- 元のアナログのコンテンツの表示なのか、それをデジタル化したコンテンツの表示なのか明確にすることが必要。(上野)
- 法令についての知識がない者が利用者には多く含まれることを考えると、法令についてわかりやすく解説すること、問い合わせ窓口を設けて回答できるものは回答、その回答を公開できる場合は公開する(Q & A ページの作成)、といった取り組みも重要になる。いわば権利情報を正しく理解するための補助・参考情報を提供することが重要。(渡辺)

② 二次利用条件以外に、ジャパンサーチ上で提供すべき権利情報はるか。

- 理想を言えば、権利者情報が提供されていると望ましい。権利情報を集めるタイミングは、コンテンツ自体の登録(エンリ)時がベスト。個別の権利者とコンタクトを取るのに最もコストがかからないタイミングだからである。ジャパンサーチとの連携においても、権利者を記入してもらおう工夫をしてはどうか。(福井)
- 利活用を促進するという目的なら、利用者にとっての利便性の最大化が重要。アーカイブ機関側で出来る限り二次利用も含めて処理できる権利は処理すること、権利情報等は明快・具体的に表示すること、機械判読性も確保することが大事。(渡辺)
- 権利者情報があればトレーサビリティが高まるのでよいが、お願いベースになり、難しいだろう。Europeana でも権利者情報はそれほど集まっていない。(水野)
- 権利情報については、どうしても自由記述で対応しなければならない場合がある。(上野)

(4)その他、留意すべき事項や動向等について

- ① 著作権以外の権利(肖像権・パブリシティ権・プライバシー権等)をどのように扱うか。
- デジタルアーカイブに関しては、肖像権の問題が最も大きい。肖像権の課題はそのあいまいさにあり(受忍限度を超えるかどうか、最高裁の判例以上のものがないなど)、権利処理コストが非常に高く、著作権と並ぶ問題となっている。また、デジタルアーカイブは個人情報の山であり、画像検索の技術が発展し、画像から個人の特定が可能となれば、個人情報保護法の観点からも問題となってくる。

(福井)

- 肖像、パブリシティ権について注意喚起が必要。他に、一部画像を扱うページで商標権などへの配慮も必要。(水野)
- 利用に当たっては、実演家やレコード製作者等の著作隣接権への対応も必要になるが、ジャパンサーチで全てを保証することはできないだろう。パブリシティ権やプライバシー権についても、ジャパンサーチ(仮称)で保証することはできない旨、サイトポリシー等で記述しておいた方がよい。(上野)
- 肖像権等について問題がないことを保証することはできない。利用する人が気をつけるよう促している。(IT室)

(別紙1) 二次利用条件表示候補一覧(参考:Europeana での採用状況)

	種類	解説	JPS 候補	Europeana 採用状況
PDツール	CC0	著作権法上認められる、その者が持つすべての権利(その作品に関する権利や隣接する権利を含む。)を、法令上認められる最大限の範囲で放棄して、パブリック・ドメインに提供すること意味する。	○	○
	PDM	著作権による制限がなく、自由に利用可能であることを意味する。	○	○
CCライセンス	CC BY (表示)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス。	○	○
	CC BY-SA (表示-継承)	原作者のクレジットを表示し、改変した場合には元の作品と同じライセンスで公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	○	○
	CC BY-ND (表示-改変禁止)	原作者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用(転載、コピー、共有)が行えるライセンス。	○	○
	CC BY-NC (表示-非営利)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-SA (表示-非営利-継承)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-ND (表示-非営利-改変禁止)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるライセンス。	○	○
Rights Statements	IN COPYRIGHT (著作権あり)	公開した者自身が著作権者であるか、著作権者から利用許諾を得ているか、または何らかの権利制限規定のもとで利用する。	○	○
	IN COPYRIGHT - EU ORPHAN WORK (著作権あり-EU孤児著作物)	著作権は存在するものの、EU孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)に基づいて孤児著作物とされた場合に用いる。		○
	IN COPYRIGHT - EDUCATIONAL USE PERMITTED (著作権あり-教育目的の 利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、教育目的の利用が認められた場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT - NON- COMMERCIAL USE PERMITTED (著作権あり-非営利目的の 利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、非営利目的の利用が認められた場合に用いる。		
	IN COPYRIGHT - RIGHTS- HOLDER(S) UNLOCATABLE OR UNIDENTIFIABLE (著作権あり-著作権者不明)	著作権は存在するものの、一定の合理的な調査を経ても、著作権者が判明しないか、または連絡先がわからない場合に用いる。		
	NO COPYRIGHT - CONTRACTUAL RESTRICTIONS (著作権なし-契約による制限 あり)	パブリック・ドメインになっているものの、第三者の利用については契約で何らかの制限が課されている場合に用いる。このマークを用いる場合には、契約による制限の具体的な内容を示す必要がある。		
	NO COPYRIGHT - NON- COMMERCIAL USE ONLY (著作権なし-非営利目的の み利用可)	すでに著作権は消滅しているものの、公的機関と民間企業の協定により、非営利目的の利用に制限してデジタル化した場合に用いる。背景としては、特にヨーロッパの図書館とGoogleとの間の協定を想定したものだが、他の類似のケースにも適用される。	○	○
	NO COPYRIGHT - OTHER KNOWN LEGAL RESTRICTIONS (著作権なし-他の法的制限 あり)	すでに著作権は消滅しているものの、他の法的制限により自由な利用ができない場合に用いる。このマークを用いる場合は、法的制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	○
	NO COPYRIGHT - UNITED STATES (著作権なし-米国の法律上)	アメリカ合衆国の法律で、パブリック・ドメインになった場合に用いる。		
	COPYRIGHT NOT EVALUATED (著作権未評価)	著作権の状態が不明で、表示者が著作権の状態を決定するための調査を尽くしていない場合に用いる。	○	○
	COPYRIGHT UNDETERMINED (著作権未決定)	著作権の状態が不明で、かつ著作権の状態を決定するための調査を尽くしたが、判明しなかった場合に用いる。		
	NO KNOWN COPYRIGHT (知る限り著作権なし)	表示者において、著作権その他の権利がないと信じるだけの合理的な理由があるものの、著作権がないという決定までできない場合に用いる。		

日本独自の表記案	PD50(No Copyright Japan=PD50)(案) (著作権なし-日本での保護期間満了)	日本の著作権保護期間である50年が過ぎた著作物に用いる。	○	
	COPYRIGHT UNDETERMINED - JP ORPHAN WORK(案) (著作権未決定-日本孤児著作物)	裁定制度による利用の場合に用いる。許諾を得ようとしても許諾を得ることができない場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができる。	○	
	IN COPYRIGHT - ○○○○ USE PERMITTED(案) (著作権あり-図書館送信)	著作権法 第三条第三項 図書館送信	○	
	IN COPYRIGHT - ○○○○ USE PERMITTED(案) (著作権あり-美術・写真のサムネイル発信)	著作権法 第四十七条 美術・写真の著作物のサムネイル発信	○	

(注)DPLA(Digital Public Library of America)では、CC ライセンスと Rights Statements を併用。

(出典)デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」平成 29 年 4 月(p.32)、RightsStatements.org のウェブサイト<<http://rightsstatements.org/page/1.0/?language=en>>、Europeana のウェブサイト<<https://pro.europeana.eu/page/available-rights-statements>>、五常法律事務所のウェブサイト<<https://www.gojo-partners.com/column-ps/2024/>>に基づき作成

(別紙 2) ジャパンサーチにおけるコンテンツの利用条件区分(案)(参考:海外ポータル事例)

ジャパンサーチ(案)	Europeana: Can I use it? ¹	Trove: Availability ²	DigitalNZ: By Usage ³
☐ 自由な二次利用可 (Free Re-use) ☐ 制限付き二次利用可 (Limited Re-use) ☐ 二次利用不可 (No Re-use)	☐ Free Re-use ・Public Domain Marked ・CC BY ・CC BY-SA ・CC0 ☐ Limited Re-use ・CC BY-NC-ND ・CC BY-NC-SA ・No Copyright - Other Known Legal Restrictions ・No Copyright - Non-Commercial Use Only ・CC BY-NC ・CC BY-ND ・In Copyright - Educational Use Permitted ・Out of copyright - non commercial re-use ☐ No Re-use ・In Copyright ・Copyright Not Evaluated ・Rights reserved - Free access	☐ Online ☐ Access conditions ☐ Freely available ☐ Unknown	☐ Share ☐ Modify ☐ Use commercially ☐ All rights reserved

(注)DPLA(Digital Public Library of America)では、コンテンツの利用条件区分による検索結果の絞り込みは不可能。

¹ <https://www.europeana.eu/portal/en/search?q=&view=grid>

² <https://trove.nla.gov.au/?q&adv=y>

³ <https://digitalnz.org/explore>